

北九州市市税条例の一部改正について (議案第34号)

1 市内立地企業に対する課税免除制度(固定資産税)の創設 (付則第15条の2ほか)

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(以下「地域未来投資促進法」という。)に基づく産業用地の開発及び事業用施設の設置に対し、税制上の特例措置を設けるため、市税条例の一部を改正するもの(根拠規定及び手続規定の整備)。

(1) 改正理由

平成29年7月に施行された地域未来投資促進法(旧「企業立地促進法」)の趣旨を踏まえ、北九州市域における産業の集積や高い付加価値を創出し、相当の経済的効果をもたらすことにより、新ビジョンに掲げる「稼げるまち」の実現と将来にわたる税源の涵養を図る観点から、市内への投資を促進する企業誘致政策の一環として、北九州市独自の税制上のインセンティブを新設するもの。

(2) 改正の概要

地域未来投資促進法に定める「地域経済牽引事業計画」について県から承認を受けた事業者(地域経済牽引事業者)が行う、下記の事業について課税免除を行う。

ア 産業用地の開発

地域未来投資促進法による規制緩和措置(農地転用、市街化調整区域の開発許可)を受けて開発行為を行った土地について、3年度分の固定資産税を課税免除する。

イ 事業用施設の設置

新たに取得した家屋、構築物及びその敷地(土地)について、3年度分の固定資産税を課税免除する。

【制度の概要】

対象税目	固定資産税
内 容	・ 産業用地の開発(対象資産 ①)について3年度分 ・ 事業用施設の設置(対象施設 ②)について3年度分 併せて最大6年度分の課税免除を行う。
対象者	地域経済牽引事業者※ ※ 県の地域未来投資促進基本計画に沿った「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を受けた事業者
対象資産	① 土地利用調整計画に基づいて地域経済牽引事業者が開発した土地 ② 地域経済牽引事業計画に基づいて設置された家屋若しくは構築物又はその敷地である土地 ※ 取得価額や建築着手の時期など、一定の要件あり

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 地方拠点強化税制(固定資産税の不均一課税)の拡充について (付則第15条の7ほか)

既存の税制優遇措置である地域再生法に基づく制度(以下「地方拠点強化税制」という。)について、3年間税率の軽減措置を行う「不均一課税」から、同期間において課税を行わない「課税免除」への拡充を行うため、市税条例の一部を改正するもの。

(1) 改正理由

本市が独自に企業立地のインセンティブとして設定している複数の措置のうち、唯一「不均一課税(税率の軽減措置。課税免除より税負担が大きくなる)」を採用している地方拠点強化税制について、その目的である「首都圏からの本社機能移転や市内に所在する本社機能の拡充」をこれまで以上に後押しするとともに、北九州市独自の措置に係る負担軽減の程度を均質化することで、企業にとって使い勝手のよい仕組みを整え、その活用を推進するもの。

(2) 改正の概要

改正後	改正前
課税免除(課税を行わない措置)	不均一課税 (税率の軽減措置)
対象資産に係る固定資産税について、新たに課税されることとなった年度から3年度分課税しない。	対象資産に係る固定資産税について、新たに課税されることとなった年度から3年度分の税率を軽減する。 標準税率1.4% 初年度 0.14% (標準税率の 1/10) 2年度 0.35% (標準税率の 1/4) 3年度 0.7% (標準税率の 1/2)

(3) 施行期日

令和8年4月1日

(担当)

財政・変革局税務部税制課 喜多川・赤尾
TEL 093-582-2030

新	旧
<p>付 則</p> <p>(固定資産税の課税免除に関する用語の意義)</p> <p>第15条の2 この条から付則第15条の10までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>促進区域</u> <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。</u></p> <p>(2) <u>同意基本計画</u> <u>地域未来投資促進法第6条に規定する同意基本計画をいう。</u></p> <p>(3) <u>地域経済牽引事業計画</u> <u>地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。</u></p> <p>(4) <u>承認地域経済牽引事業計画</u> <u>地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10)～(17) 略</p> <p>(<u>土地利用調整計画に基づいて開発した土地に係る固定資産税の課税免除</u>)</p> <p>第15条の3 <u>地域経済牽引事業計画について地域未来投資促進法第13条第4項</u></p>	<p>付 則</p> <p>(固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する用語の意義)</p> <p>第15条の2 この条から付則第15条の10までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>初年度</u> <u>新たに固定資産税が課されることとなった年度をいう。</u></p> <p>(7) <u>第2年度</u> <u>初年度の翌年度をいう。</u></p> <p>(8) <u>第3年度</u> <u>第2年度の翌年度をいう。</u></p> <p>(9)～(16) 略</p> <p>第15条の3及び第15条の4 削除</p>

新	旧
<p><u>又は第7項の規定により同条第1項に規定する承認を受けた事業者（以下この条及び次条において「承認事業者」という。）が、地域未来投資促進法第11条の規定により市が作成し県の同意を得た土地利用調整計画に基づいて土地を開発した場合には、当該承認事業者について、当該土地に対して課する固定資産税については、第42条第1項の規定にかかわらず、当該土地の開発行為に係る都市計画法第36条第2項に定める検査済証の交付の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</u></p> <p><u>（地域未来投資促進法に基づいて設置される施設に係る固定資産税の課税免除）</u></p> <p><u>第15条の4 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの期間内に、承認事業者が、福岡県の同意基本計画に記載されている促進区域内において、承認地域経済牽引事業計画に従って地域未来投資促進法第25条に定める承認地域経済牽引事業のための施設のうち次に掲げる要件に該当する施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した場合には、当該承認事業者について、当該対象施設に係る家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限る。）又はその敷地である土地（当該土地の取得の日（令和6年4月1日以後の日であるものに限る。）又は当該土地が前条の適用を受ける場合においては当該土地の開発行為に係る都市計画法第36条第3項に定める工事の完了の公告の日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象施設の建設の着手があるものに限る。）に対して課する固定資産税については、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度（以下この条において「家屋等適用開始年度」という。）から3年度分の固</u></p>	

新	旧
<p><u>定資産税に限り、これを課さない。ただし、家屋等適用開始年度において、当該土地について前条の規定の適用がある場合にあつては、当該土地に対して課する固定資産税については、同条の規定による課税免除の適用が終了する年度の翌年度から家屋等適用開始年度の翌々年度までの各年度分の固定資産税に限り、この条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、5,000万円）を超えるものであること。</u></p> <p><u>(2) 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占</u></p>	

新	旧
<p><u>める割合が2分の1以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第2号又は法人税法施行令第13条第2号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が2分の1以上のものであること。</u></p> <p><u>（付則第15条の3及び付則第15条の4の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者がすべき申告）</u></p> <p><u>第15条の4の2 付則第15条の3又は前条の土地、家屋又は構築物について、これらの条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める事項を記載した申告書に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 付則第15条の3の適用を受けようとする者</u></p> <p><u>ア 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>イ 土地の取得年月日、所在、地番、面積及び当該土地の開発行為に係る都市計画法第36条第2項に定める検査済証の交付の日</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>（2） 前条の適用を受けようとする者</u></p> <p><u>ア 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又</u></p>	

新	旧
<p>は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>イ <u>土地、家屋又は構築物の取得年月日及び取得価額並びに土地にあつては当該土地の所在、地番及び面積並びに当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設着手年月日、家屋にあつては当該家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積、構築物にあつては当該構築物の名称、所在、種類、減価償却開始年月日及び耐用年数</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u> (地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の課税免除)</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から令和11年3月31日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者(次項において「認定事業者」という。)が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの(付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。)に対して課する固定資産税の税率は、<u>第42条第1項</u>の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定</p>	<p>(地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の<u>不均一課税</u>)</p> <p>第15条の7 平成27年10月8日から令和11年3月31日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者(次項において「認定事業者」という。)が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合には、当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地で次に掲げる要件に該当するもの(付則第15条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受けるもの又は貸付けの用に供するものを除く。)に対して課する固定資産税の税率は、<u>第50条</u>の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税</p>

新	旧
<p>資産税に限り、<u>これを課さない</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定業務施設及び特定業務児童福祉施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 認定事業者が前項の規定の適用を受ける特定業務施設である研究所において使用するものとして指定期間内に取得した次に掲げる償却資産のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第6の適用を受けるもの（付則第15条の5第3項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、<u>第42条第1項</u>の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、<u>これを課さない</u>。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(付則第15条の7の規定による固定資産税の<u>課税免除</u>の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>に限り、<u>初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする</u>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定業務施設及び特定業務児童福祉施設を構成する減価償却資産（所得税法施行令<u>（昭和40年政令第96号）</u>第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令<u>（昭和40年政令第97号）</u>第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 認定事業者が前項の規定の適用を受ける特定業務施設である研究所において使用するものとして指定期間内に取得した次に掲げる償却資産のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第6の適用を受けるもの（付則第15条の5第3項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の税率は、<u>第50条</u>の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、<u>初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする</u>。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(付則第15条の7の規定による固定資産税の<u>不均一課税</u>の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

新	旧
第15条の8 略	第15条の8 略